

H30年3月28日

理事会取り決め

退会者に係る「傘寿功労者表彰」への推薦の取り扱い

日本電気協会(中部支部)から毎年候補者推薦の要請がある電気記念日傘寿功労者表彰の当協会からの推薦候補者については、現役会員のほか、次の基準のいずれにも該当する退会会員についても協会内部審査の対象候補者として取り上げることにする。

なお、従前、「表彰等選考規程第4条(3)」の選考基準に該当する者に対し、同規程第7条に基づき賞状授与及び記念品贈呈を定時総会等で行うこととなっていたが、H30年3月28日開催の平成29年度第7回理事会において外部諸団体等表彰受賞者に対する協会(会長)表彰の授与は取り止めることとを決議していることを申し添える。

<退会会員に関する選考基準>

- (1) 表彰年(1月～12月。以下同じ。)の前年(1月～12月)に協会を円満退会した者(死亡者を除く。)

【例】H31.3.25の電気記念日に受賞する候補者推薦の場合

表彰年=H31.1～12、前年=H30.1～12

- (2) 表彰年に満80才になる者
- (3) 表彰年までに協会入会以前を含め通算して30年以上電気関係事業に従事した者

(参考)

1. 日本電気協会における傘寿功労者表彰への推薦の要件

「傘寿功労者推薦要領」(抜粋)

- (1) 日本電気協会の法人会員である事業体の役・職員又は役・職員であった者。
- (2) 表彰年中に満80才になる者。
- (3) 電気事業又はその関係事業に30年以上従事した者。

2. 中部電気管理技術者協会における協会(会長)表彰の選考基準等

- (1) 表彰等選考規程 第4条(選考基準)第3号 (削除)
- (2) 表彰等選考運用内規 第4条(規程第4条第3号の解釈) (削除)